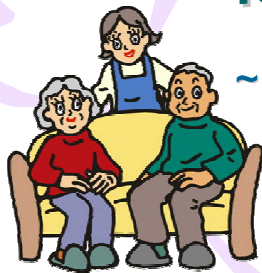


# 平成20年4月から 新しい医療制度が はじまります

～ 後期高齢者医療制度について ～

(Ver.2.0)



岩手県後期高齢者医療広域連合

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

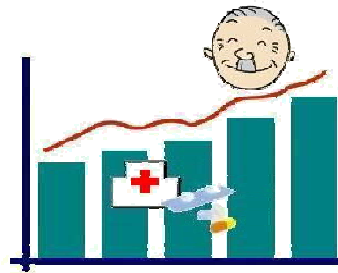
1

## 医療費を取り巻く現状

国民の医療費は平成17年度で約33兆円。年間1兆円ずつ伸びる傾向にあり、その伸び率は国民所得の伸び率を上回っています。この大きな要因となっているのは**高齢者の医療費**です。

1人当たりの医療費で見ると、75歳未満は年間約20万円であるのに対し、75歳以上は年間約82万円と**約4倍**の開きがあります。

人口の高齢化の進展に伴って今後も高齢者の医療費が国民医療費に占める割合は増加し、平成37年度においては半分程度を占めるようになると予想されています。

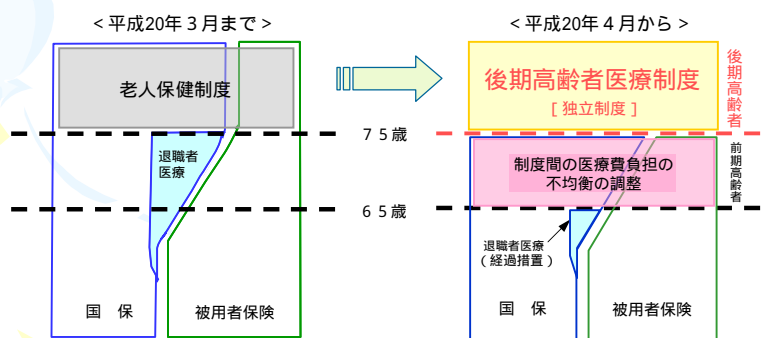


Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

2

## 『後期高齢者医療制度』とは

高齢者の医療費が増大する中、**現役世代と高齢者世代の負担を明確にし**、公平でわかりやすい制度とするため75歳以上の高齢者を対象に、その心身の特性や生活実態などをふまえて新たに創設された制度です。



Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

3

## 後期高齢者医療制度のポイント

**75歳以上**（一定以上の障害のある場合は65歳以上）の方が後期高齢者医療の**被保険者**となります。

**医療費の1割**（現役並み所得は3割）を患者（被保険者）本人が負担します。

被保険者から**保険料を徴収**します。（主に年金天引き）

これまでの**老人保健制度と同様の給付サービスや健康診査**が受けられます。

各都道府県の「**後期高齢者医療広域連合**」が制度の運営主体となります。

（窓口業務、保険料の徴収などはお住まいの市町村が行います。）

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

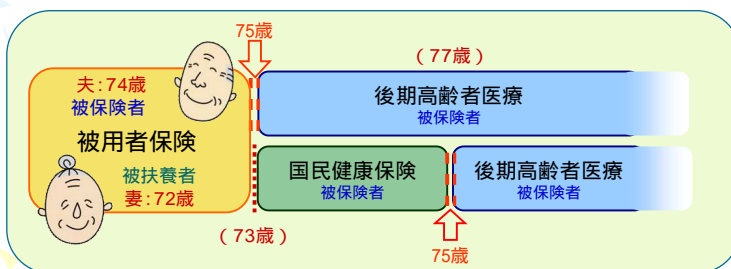
4

## 被保険者について

被保険者は、広域連合の区域内に住所がある**75歳以上の後期高齢者**と**一定以上の障害のある65歳以上の方**です。

平成20年4月以降、被保険者となる方は現在加入中の**国民健康保険**や**被用者保険**から脱退して、後期高齢者医療に移行します。

後期高齢者医療は**個人単位での加入**となり被保険者証が**1人1枚**交付されます。



Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

5

## 自己負担について (1)

医療機関を利用したときは、医療費の一部を患者(被保険者)本人が負担します。

< 一般 >

1割



< 現役並み所得者 >

3割

「現役並み所得者」に該当する方は

同一世帯で課税所得145万円以上の所得がある方で、世帯収入が

- ・後期高齢者単身世帯の場合は、収入383万円以上
- ・後期高齢者複数世帯の場合は、収入520万円以上

これまでの老人保健制度と同様です。

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

6

## 自己負担について(2)

入院したときは、食費と居住費の一部を患者(被保険者)本人が負担します。

自己負担額		一般病床	療養病床	
		食事代 (1食あたり)	食費 (1食あたり)	居住費 (1日あたり)
一般(低所得、以外の方)		260円	460円	320円
低所得	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円	210円	
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円		
低所得	老齢福祉年金受給者	100円	130円	
			100円	0円

1 「低所得」…世帯全員が住民税非課税である方。

2 「低所得」…世帯全員が住民税非課税であって、世帯の所得が一定基準以下の方。

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

7

## 自己負担について(3)

医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分(高額療養費)が申請により払い戻されます。

自己負担限度額	医療費の場合(月額)			医療と介護の自己負担額を合算した場合(年額)
	外来(個人ごと)	入院	世帯単位	
現役並み所得者	44,400円	80,100円 + 1% (44,400円)	80,100円 + 1% (44,400円)	670,000円
一般	12,000円	44,400円	44,400円	560,000円
低所得	8,000円	24,600円	24,600円	310,000円
		15,000円	15,000円	190,000円

1 入院の場合は、自己負担限度額までを医療機関の窓口で支払います。

2 「+1%」は、医療費総額が267,000円を超えたとき、超過額の1%を追加負担します。

3 ( )内は、過去12か月以内で高額療養費に4回以上該当したときの、4回目以降の額です。

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

8

## 保険料について(1)

保険料率は、**岩手県内で原則均一**となります。

保険料は、**被保険者個人単位**で算定・賦課されます。

保険料は、**被保険者均等割**(応益割)と**所得割**(応能割)に分けられ、岩手県の被保険者均等割額は**35,800円**、所得割率は**6.62%**、賦課限度額は**50万円**となります。

被保険者均等割 35,800円	+	所得割 平均 22,633円	=	保険料 平均 58,433円/年
--------------------	---	-------------------	---	---------------------

**低所得者**については、世帯の所得水準が基準額を超えない場合は保険料の**被保険者均等割が軽減**されます。

7割軽減：基準額 = 基礎控除額 (33万円)

5割軽減：基準額 = 基礎控除額 (33万円) + 24.5万円 × 世帯に属する被保険者数  
(被保険者である世帯主を除く)

2割軽減：基準額 = 基礎控除額 (33万円) + 35万円 × 世帯に属する被保険者数  
基礎控除額等の数字については、今後の税制改正等により変動がありえます。

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

9

## 保険料について(2)

具体的な保険料の額(例)

基礎年金受給者(基礎年金79万円)

被保険者均等割：10,740円 + 所得割：なし = 10,700円/年  
(7割軽減)

厚生年金の平均的な年金額の受給者(厚生年金208万円)

被保険者均等割：35,800円 + 所得割：36,410円 = 72,200円/年

子供と同居する者(子：政管平均年収390万円、親：基礎年金79万円)

被保険者均等割：35,800円 + 所得割：なし = 35,800円/年

被用者保険の被扶養者として保険料を負担していなかった方については、**激変緩和措置**として後期高齢者医療への**加入時から2年間**は保険料の**被保険者均等割が5割軽減**され、**所得割はかかりません**。

さらに、**20年4月から9月までの間は保険料を徴収せず**、**10月から21年3月までの間は9割軽減**することとなりました。

被用者保険の被扶養者であった方に対する均等割の軽減措置

75歳年齢到達時期	徴収しない	9割軽減	5割軽減
20年4月以前	20年4月～20年9月	20年10月～21年3月	21年4月～22年3月
20年5～9月	20年の誕生日～20年9月	20年10月～21年3月	21年4月～22年の誕生日の前月

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

10

## 保険料について(3)

被保険者均等割の軽減措置(例)

例	世帯構成員	続柄	収入	所得	軽減判定所得	軽減割合
1	被保険者(75歳)	世帯主	年金 1,680,000円	480,000円	330,000円	7割
2	被保険者(75歳)	世帯主	年金 2,030,000円	830,000円	680,000円	2割
3	被保険者(75歳)	世帯主	年金 1,680,000円	480,000円	330,000円	7割
	被保険者(75歳)	妻	年金 1,200,000円	0円	0円	
		計	2,880,000円	480,000円	330,000円	
4	一般(50歳)	世帯主	給与 1,220,000円	570,000円	570,000円	5割
	被保険者(75歳)	母	年金 1,350,000円	150,000円	0円	
		計	2,570,000円	720,000円	570,000円	
5	一般(50歳)	世帯主	給与 1,470,000円	820,000円	820,000円	5割
	被保険者(75歳)	父	年金 1,350,000円	150,000円	0円	
	被保険者(75歳)	母	年金 1,200,000円	0円	0円	
		計	4,020,000円	970,000円	820,000円	
6	一般(50歳)	世帯主	給与 1,470,000円	820,000円	820,000円	2割
	被保険者(75歳)	父	年金 1,560,000円	360,000円	210,000円	
	被保険者(75歳)	母	年金 1,350,000円	150,000円	0円	
		計	4,380,000円	1,330,000円	1,030,000円	

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

11

## 保険料について(4)

保険料の徴収は、主に**特別徴収**(年金天引き)でお住まいの市町村が行います。

### 特別徴収

年額18万円以上の年金受給者は、保険料が年金から天引きされる特別徴収の対象者となります。  
ただし、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の1/2を超えるときは、対象外となります。

### 普通徴収

特別徴収の対象者にならない方やその他の事情のある方は、納付書や口座振替などにより市町村に納めることとなります。



Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

12

## 給付サービスの内容(1)

後期高齢者医療制度では、被保険者の方々が病気やけがでお医者さんにかかったときの医療費など、**これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。**

### 病気やけがの治療を受けたとき(療養の給付)

病気やけがでお医者さんにかかるときは、かかった医療費の1割負担(現役並みの所得のある人は3割負担)で受診できます。



### 入院したときの食事代(入院時食事療養費の支給)

入院したときの食事代のうち1食分として定められた費用を自己負担すれば残りは入院時食事療養費として広域連合が負担します。

### 療養病床に入院したときの食費・居住費(入院時生活療養費の支給)

療養病床に入院したときは、定められた1食当たりの食費と1日当たりの居住費を自己負担すれば、残りは入院時生活療養費として広域連合が負担します。

### 訪問看護サービスを受けたとき(訪問看護療養費の支給)

主治医の指示で訪問看護を利用したときは、1割の自己負担(現役並みの所得がある人は3割負担)となります。



Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

13

## 給付サービスの内容(2)

### 1か月に支払った自己負担額が高額になったとき(高額療養費の支給)

支払った医療費の自己負担額(月額)が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

### 1年間に支払った医療と介護の自己負担額の合算額が高額になったとき(高額医療・高額介護合算制度) 新設

1年間(8月~翌年7月)の医療費の自己負担額と介護保険サービスの利用料の合算額(年額)が高額になったときは、設定された限度額を超えた分が支給されます。

### やむをえず全額自己負担したとき(療養費の支給)

急病などで保険証を持たずにお医者さんにかかったときなどは、いったん全額自己負担しますが、後から申請して認められると自己負担以外が療養費として支給されます。



### 緊急の入院や転院で移送が必要になったとき(移送費の支給)

やむをえない理由で、お医者さんが認めた入院、転院などで移送の費用がかかったとき、広域連合が必要と認めた場合に移送費が支給されます。

### 差額を負担して医療費を受けたとき(保険外併用療養費の支給)

厚生労働省が定める高度先進医療を受けたときなどは、保険が適用される部分は保険外併用療養費として広域連合が負担します。

### 被保険者が死亡したとき(葬祭費の支給)

被保険者が死亡したときに、葬儀を行った方に対して葬祭費(30,000円)が支給されます。

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

14

## 保健事業について

被保険者の健康保持増進のため、**健康診査（健診）**などの**保健事業**が実施されます。

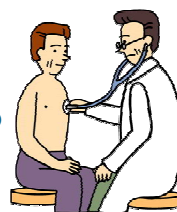
### 後期高齢者の健康診査（健診）

糖尿病等の生活習慣病を早期に発見して、必要に応じて医療につなげていくため、これまで老人保健制度で実施していた「基本健康診査」と同様の健診が、お住まいの市町村で受診できます。

特定健康診査等の健診を既に受診している方や既に糖尿病等の生活習慣病で既に医療機関を受診している方は、必ずしも健診を受診する必要はありません。  
健診にかかる費用の一部負担を受診者に求める場合があります。

#### 【基本的な健診項目】

- |                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 質問票（服薬歴、喫煙歴等）                     | 身体計測（身長、体重、BMI） |
| 理学的検査（身体診察）                       | 血圧測定            |
| 血液検査                              |                 |
| ・脂質検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） |                 |
| ・血糖検査（空腹時血糖又はHbA1c）               |                 |
| ・肝機能検査（GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP）    |                 |
| 検尿（尿糖、尿蛋白）                        |                 |



Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

15

## 広域連合について(1)

後期高齢者医療制度を運営するために都道府県ごとに全市区町村が加入する**広域連合**(特別地方公共団体)を設置することとなり、岩手県では平成19年2月1日に県内35市町村が加入した『**岩手県後期高齢者医療広域連合**』が設立されました。



看板を設置する谷藤広域連合長（右）と稲葉副広域連合長（H19.2.1）

設置年月日  
平成19年2月1日  
（岩手県知事許可：平成19年1月22日）  
構成団体  
岩手県内の全市町村（35市町村）  
所在地  
盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館内

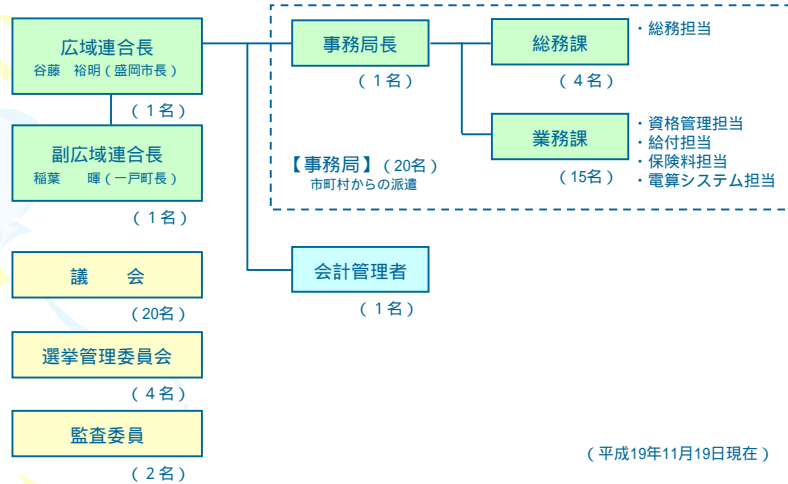
Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

16



## 広域連合について(2)

### 岩手県後期高齢者医療広域連合の組織



Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

17

## 広域連合について(3)

### 運営経費

- ・ 事務費などの共通経費は、県内全市町村の分担金で賄われます。
- ・ 医療給付費などの事業費は、被保険者からの保険料(1割)、現役世代からの支援金(約4割)、国・県・市町村からの公費負担(約5割)で賄われます。

### 処理する事務

広域連合	(1) 被保険者の資格管理に関する事務 (2) 医療給付に関する事務 (3) 保険料の賦課に関する事務 (4) 保健事業に関する事務 (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務
市町村	(1) 保険料の徴収 (2) 被保険者の資格管理に関する申請や届出の受付 (3) 被保険者証・資格証明書の引渡しや返還の受付 (4) 医療給付に関する申請や届出の受付や証明書の引渡し (5) 保険料に関する申請の受付 (6) (1)～(4)に付随する事務

Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

18

## こんなときは手続きを

～ 届け出や申請は、お住まいの市町村窓口で ～

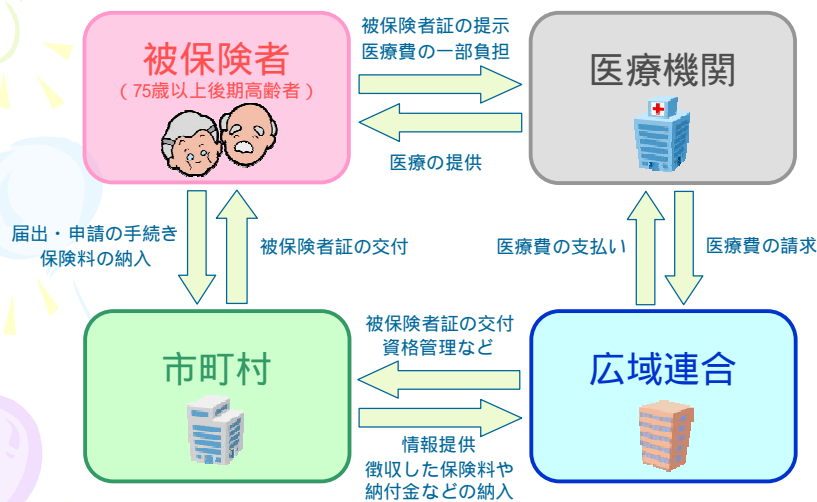
- 65歳以上で一定以上の障害をもっているとき
- 市町村の区域内で住所を異動したとき
- 他市区町村から転入したとき
- 他市区町村へ転出するとき
- 世帯に変更があったとき
- 生活保護を開始、廃止したとき
- 死亡したとき
- 被保険者証をなくしたとき



Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

19

## 後期高齢者医療のしくみ



Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

20

## おわりに・・・

後期高齢者医療の財源は、後期高齢者(被保険者)の保険料や自己負担のほか、国民健康保険や被用者保険などに加入する現役世代からの支援金と、国や都道府県、市区町村が負担する公費によって賄われます。

医療費は、1人ひとりの心がけで節約することができます。医療機関の上手な受診と毎日の健康づくりで後期高齢者医療制度をみんなで支えていきましょう。



Copyright (c) 2007 岩手県後期高齢者医療広域連合 All rights reserved.

21